

償却資産の申告について

《申告していただく方・申告の方法編》

1. 申告していただく方

償却資産（詳しくは、別紙「償却資産とは」をご参照ください。）の所有者は、地方税法第 383 条の規定により、毎年1月 31 日までに1月1日（賦課期日）現在における償却資産の所有状況について、必要な事項をその所在地の市町村長に申告する義務があります。

したがって、令和5年1月1日現在において、吉野ヶ里町内に償却資産を所有されている方が、令和5年度償却資産申告書を提出していただく方となります。

なお、次の①～⑦に該当する方も申告が必要です。申告漏れとにならないようご注意ください。

① 償却資産を他に賃貸している方

注：事業を行っていない方が無償で貸与している資産でも、借用した方が事業の用に供していれば、貸与している方は申告が必要となります。

② 所有権移転外リースの場合、償却資産を所有している貸主の方

③ 所有権移転リースの場合、原則として償却資産を使用している借主の方

④ 割賦販売の場合等、所有権が売主に留保されている償却資産は、原則として買主の方

⑤ 償却資産の所有者がわからない場合、使用されている方

⑥ 償却資産を共有されている方（各々の持分に応じて個別に申告されるのではなく、代表者を決めて共有名義でご申告ください。）

⑦ 内装・造作及び建築設備等を取り付けた賃借人（テナント）等の方

※令和3年中における事業の廃止・解散・休業等により全ての資産が減少された方もその旨の申告をお願いします。

2. 申告の方法

①一般方式（増加資産/減少資産申告）

令和4年1月2日～令和5年1月1日までの期間において増加又は減少した資産を申告していただく方式です。なお、評価額等の計算は町が行います。

②電算処理方式（全資産申告）

賦課期日（令和5年1月1日）現在に所有しているすべての資産について、評価額等の計算までしていただいたうえで、その計算結果を含めて申告していただく方式です。

※令和4年1月2日～令和5年1月1日までの間に資産の増加及び減少がなかった場合でも、申告書の提出は必要です。

3. 提出書類

申告方式	申告していただく方の種別	提出書類(第26号様式)		
		償却資産申告書 (償却資産課税台帳)	種類別明細書	
			増加資産・ 全資産用	減少資産用
共通	初めて申告される方	○	○	
	償却資産を所有されていない方	○※1		
一般	増加又は減少した資産のある方	○	○	○
	増加又は減少した資産のない方	○※2		
	廃業又は資産所在地を町外に移転された方	○※3		○
電算処理	前年以前から申告をされている方	○	○	
	廃業又は資産所在地を区外に移転された方	○※3		

※申告書の「18 備考(添付書類等)」欄に ※1:『該当資産なし』、※2:『増減なし』、※3:その旨(『令和4年3月廃業』等)を記載してください。

- 課税標準の特例制度が適用される資産を新たに取得した場合は、必要書類(特例の内容を確認できるもの)を添付し、償却資産申告書に添えて提出をお願いします。
- 個人番号を記載した申告書をご提出いただく場合、番号法に定める本人確認(番号確認、身元確認及び代理権確認)を実施します。申告の際は、以下の本人確認資料をお持ちください。また、郵送によりご提出いただく場合は、本人確認資料の写しを添付してください。

(1)本人が提出する場合

①番号確認資料	・個人番号カード ・住民票(個人番号付き) 等
②身元確認資料	・個人番号カード ・運転免許証 等

※本人が申告書を提出する場合、個人番号カードは番号確認及び身元確認の両方の確認資料となります。

(2)代理人が申告書を提出する場合

①本人の 番号確認資料	・本人の個人番号カード ・本人の住民票(個人番号が記載されたもの) 等
②代理人の 身元確認資料	・代理人の個人番号カード ・代理人の運転免許証 ・代理人の税理士証票 等
③代理権確認資料	・税務代理権限証書 ・委任状 等

4. 提出期限 令和5年1月31日(火)

※受付開始:令和5年1月4日(水)

5. 不(未)申告や申告漏れ等への対応

- 正当な理由がなく申告をされなかった場合は、地方税法及び吉野ヶ里町税条例の規定により、10万円以下の過料を科されることがあるほか、延滞金加算の対象となることもあります。また、虚偽の申告をされた場合は、地方税法の規定により、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金を科されることがあります。
- 資産の申告漏れ等に伴い、申告内容の修正が発生した場合は、その年度だけでなく、資産を取得された年度の翌年度まで遡って課税させていただくこととなります。(地方税法の規定により5年度分遡及。偽りその他不正の行為により税額を免れていた場合は7年度分遡及。)なお、過年度分について追加課税となった場合、通常の納期とは異なり、納期は1回となります。

吉野ヶ里町では、申告内容が適正であることを確認するために地方税法第353条及び第408条に基づき、資料提供依頼(資料調査)や実地調査などを行っております。その際にご協力をお願いします。

6. 提出先・問い合わせ

〒842-8501 佐賀県神埼郡吉野ヶ里町吉田 321 番地 2



吉野ヶ里町税務課資産税係

電話 0952-37-0334(税務課直通)